## 「ストップ・リニア!訴訟」について

飯田リニアを考える会

リニア中央新幹線は東京都、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県、岐阜県、愛知県にまたがる超巨大事業です。自然環境への影響や安全性など、計画当初から多くの問題を抱えていました。沿線各地にはリニアに心配する住民のグループが多数できましたが、2013年2月に、「リニア新幹線を考える東京・神奈川連絡会」、「リニア新幹線を考える相模原連絡会」、「リニア・市民ネット」、「飯田リニアを考える会」(飯田市と周辺町村)、「NO!リニア連絡会」(大鹿村)、「東濃リニアを考える会」の6つのグループが「リニア新幹線沿線住民ネットワーク」を結成しました。「リニア新幹線沿線住民ネットワーク」は2016年5月に「ストップ・リニア!訴訟」を起こしました。

「ストップ・リニア!訴訟」は JR 東海に対する国交大臣のリニア新幹線の工事の認可処分の取り消しを求める行政訴訟です。工事の許可を取り消せという訴えです。しかし裁判中も工事は続けられますので、地域住民の粘り強い「理解」と「同意」についての JR 東海などとやり取りが必要だと思います。裁判がすべてではありません。なお、この訴訟とは別に、直接に工事を中止するように訴える訴訟を、大鹿村の住民の方が起こしています。

## ○ これまでの経過

2007年12月 JR 東海がリニア新幹線の建設を自己資金で行うと発表。

2010年2月 国交大臣がリニア新幹線の事業認可について交通政策審議会に諮問。

2011年3月 東日本大震災と福島第一原発事故。

2011年5月 国交大臣が JR 東海をリニア新幹線の事業主体に指名。

2013年9月 JR 東海が環境影響評価準備書公表。

2014年8月 IR 東海が「中央新幹線工事実施計画(その1)」を国交大臣に申請。

2014年10月 国交大臣が工事実施計画を認可。

2014年12月 リニア沿線住民など5048名が工事認可の取り消しを求める異議申し立てを 国交省に提出。

2016年5月20日 「リニア新幹線沿線住民ネットワーク」は、738名の原告団を結成し、工事計画認可の取り消しを求める行政訴訟を国交大臣を相手取り東京地方裁判所に提訴。

2016年9月23日 第1回公判。

## ○ 争点

1. 全国新幹線鉄道整備法、「新幹線鉄道による全国的な鉄道網の整備を図り、もって国民経済の発展及び国民生活領域の拡大並びに地域の振興に利すること(第1条)」、そのために、「全国的な幹線鉄道網を形成するにたるもの(3条)」、「全国の中核都市を有機的、効率的に連結するもの(3条)」と規定しています。現在の新幹線とは走行方式が全く異なるリニアは全国的な新幹線ネットワークをつくる一員とはなれません。また、中核都市を有機的、効率的に結ぶものでもありません。

- 2. 鉄道事業法では、事業の許可基準 (5条1項) として、「その事業の計画が経営上適切であること」、「その事業の計画が輸送の安全上適切であること」、「事業の遂行上適切な計画を有するものであること」などが規定しています。しかし、JR東海の幹部自身がリニアの採算性はないというように経営上適切とはいえません。また、地質が複雑な南アルプスに大きな土被りのトンネルを掘り、多数の活断層を横切る路線の安全性には大きな懸念があります。トンネル残土という膨大な廃棄物の処理方法の見込みのない計画を 2027 年という完成時期を設定する工事計画は適切とは言えません。
- 3. JR 東海が行った環境影響評価は、2011年6月に環境影響評価配慮書を公表して以来、たった3年余りで完了しました。多くは文献調査であり、実地調査の裏付けに乏しく、結果のほとんどは「影響は小さい」、「事後調査を行う」などという評価でした。住民への情報開示が不十分で、途中で出された知事意見や住民意見で示された懸念に対する配慮も無く、最後まで環境保全措置に具体性を欠いたままでした。環境影響評価法33条では、事業が環境の保全について適切な配慮を行っているかは工事認可の重要な要件であるのに、不十分と言えるJR 東海の環境影響評価を受けて、工事を認可したことは違法といえます。

なお、環境影響評価については次のような問題点があります。

- (1)地下水脈の破壊
- (2) 建設発生残土の処理が未定
- (3) 工事車両、建設機械による騒音、振動、渋滞、大気への影響の過小評価
- (4) 自然環境の破壊、生態系の破壊
- (5)併用に伴う開口部の騒音、振動、微気圧波、低周波による健康被害
- (6)磁界の人体への影響
- (7) 高架部分の日照被害
- (8) 景観の破壊
- 長野県内からは29名が原告として参加しています。また県内で200以上の支援者 (サポーター)の応援を受けています。
- 9月23日の第1回公判で原告団長と弁護団の行った冒頭陳述の原稿を紹介します。
- 今後の公判予定。いずれも東京地方裁判所。

第 2 回口頭弁論 12/9 (金) 14:30~

第 3 回口頭弁論 2/24(金) 14:30~

第 4 回口頭弁論 4/28 (金) 14:30~